

相・続・通・信 第50号



相続手続支援センター 令和3年秋号

HP も是非ご覧ください！

相続手続 長野

検索

↑「相続手続」「長野」で検索！

◆長野駅前店

〒380-0921
長野市栗田 292 番地
☎:0120-49-1322

◆松本駅前店

〒390-0816
松本市中条 1 番 14 号
☎:0120-97-3713

◆飯田店

〒395-0152
飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F
☎:0120-13-6415

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)



せいねんこうけん

「成年後見」を知らずして

認知症対策はできない!?

最近秋めいた雲や風が吹くようになってきましたね。

さて、前回号でもしもの時に備える“安心の4点セット”についてご案内いたしましたが、ご自身のこれからの人生において、または相続に備えるにあたり確認しておきたいのが「成年後見制度」です。よくあるご質問とともにご紹介いたします。

制度をよく知り、上手に利用しながら自分らしい人生を歩みませんか？

1

成年後見制度とは？

認知症を含め、知的障害や精神障害など判断能力が落ちてしまった方の財産や権利を守るための制度です。

2

判断能力がないとどうなる？

- ・高齢者施設などの契約や支払ができない。
- ・相続手続や遺産分割協議ができない。
- ・お金を拠出するための不動産売却ができない。
- ・詐欺の被害にあうかもしれない・・・など

自分らしく過ごすことが難しくなります。

3

成年後見制度を利用するとどうなる？

本人に代わり後見人が財産や権利を守る人になります。

4

成年後見には2種類あるの？

成年後見制度の利用手続きのタイミングによって、「任意後見」か「法定後見」が変わります。主な違いは次の通りです。

表1. 「法定後見」と「任意後見」の主な違い

法定後見	任意後見
既に 判断能力が低下 した人が対象	判断能力がしっかり している人が対象
親族などが家庭裁判所に手続きし、支援をしてくれる成年後見人を選出してもらう	本人が判断能力のあるうちに、支援をしてくれる後見人と契約を結ぶ。公正証書で作成
判断能力のレベルによって成年後見、保佐、補助の支援の種類が分かれる	実際に後見業務が始まるのは、判断能力が低下してから
成年後見人等は第三者になることも多い	任意後見人は本人が信頼する人を指定できる

↓
対応策

↓
予防策

認知症対策のご相談は**無料**ですが、**予約制**となっておりますので、ご希望の方は各店舗へお電話ください。



裏面へ→

成年後見で認知症対策ができますか？

認知症対策として「任意後見」を利用することもできます。既に判断能力が低下した人には「法定後見」によるサポートがありますが、後見人は家庭裁判所が選任するため、必ずしも望んだ人にはなりません。その点、「任意後見」は本人が判断能力のあるうちに、財産管理を任せたい人と契約し、判断能力が低下した時にはじめて任意後見人として財産管理を行うというもの。「**老後は家族に任せたい**」、「**老後の備えをきちんとしていたい**」という方は、認知症対策として「任意後見」も検討してはいかがでしょうか。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が延長・拡充されています

直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）から、居住用の住宅取得等に充てる為の金銭贈与を受けた場合の、贈与税の非課税制度について、今年4月1日から非課税限度額が引き下げられる予定でしたが、令和2年度と同額が維持されることになりました。

また、令和3年1月1日以後の贈与から、受贈者の合計所得金額が1000万円以下である個人の場合、面積要件の下限を40㎡以上に緩和されています。



表2. 住宅取得資金に係わる贈与税の非課税限度額

契約締結日	令和2.4.1～令和3.3.31		維持 →	令和3.4.1～令和3.12.31	
種類	省エネ等住宅	それ以外		省エネ等住宅	それ以外
消費税率10%が適用されている	1500万円	1000万円		1500万円 (改正前：1200万円)	1000万円 (改正前：700万円)
それ以外	1000万円	500万円		1000万円 (改正前：800万円)	500万円 (改正前：300万円)

【受贈者の要件】

- ①贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（子、養子、孫等）であること。
- ②贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であること。
- ③贈与を受けた年の合計所得金額が2000万円以下であること。（40㎡～50㎡の場合、1,000万円以下）
- ④H21年～H26年分までの贈与税申告で、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」の適用を受けたことがないこと。
- ⑤配偶者、親族など一定の特別の関係がある人から住宅等を取得・請負契約による新築等ではないこと。
- ⑥贈与を受けた時に、日本国内に住所を有し、かつ日本国籍を有していること。
- ⑦贈与を受けた年の翌年3月15日までに全額を充てて住宅を新築等し、同期限までにその家屋に居住するまたは同日後遅滞なく居住することが確実であること。※コロナの影響（災害等）で購入や居住ができない場合は、1年延長が認められています。

併せて、ローン控除の特例も延長・緩和されています。贈与税非課税措置の現行制度は令和3年12月31日までの適用と期限が迫っていますので、ご利用をお考えの方や詳しくお聞きになりたい方は相続手続き支援センターまでご連絡いただくか、当社グループの成迫会計事務所までお問い合わせください。



最近しばらく触れていなかったピアノを始めました。指はもつれて全く動きませんが、これも一つの認知症対策と思い、日々練習に励んでいます。夢は家族でコンサート？

松本駅前店 深沢 香織

皆様はワクチン接種を済ませられましたか？コロナ禍ですが、飯田は比較的感染者も少なく、ありがたいことです。夏休みは、市内の公園やプールへ毎日通い、日焼けで真っ黒になりました。

飯田店 小島 晶子